

農業を担う者への農地集積推進事業実施要綱

制定 令和8年6月30日農政第350号

(目的)

第1条 本事業は、農地の借り受けを希望する農業者が多い一方で貸し付け意向のある農地所有者が少ない本県の現状や、高齢化や非農家等により所有者自らによる適正な管理が難しくなっている農地があることを踏まえ、協力金の交付により農地所有者等の農地を貸し出す意欲を高め、農地の有効活用を推進する。これにより、担い手の経営規模拡大・経営安定と作業の効率化を支援し、担い手への農地集積をさらに加速させることを目的とする。

(定義)

第2条 この実施要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 担い手

ア 認定農業者

① 農業経営基盤強化促進法（（昭和55年法律第65号）以下「基盤法」という。）第12条の第1項に基づき、経営改善計画の認定を受けた経営体。

② 基盤法第23条第4項に規定する特定農業法人。

イ 認定新規就農者

基盤法第14条の4に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体。

ウ 基本構想水準到達者

年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基盤法第6条第1項に規定する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体

(2) 農業を担う者

基盤法基本要綱第5に定められた者

(事業内容)

第3条 本事業は、基盤法第19条で定められた地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に基づき農地中間管理機構を通じて、当該農地を農業を担う者へ10年以上貸し付けた農地所有者等に対し、その貸付面積に応じた協力金を交付するものとする。

(補助金の交付額等)

第4条 補助金の交付額は、対象農地の貸付面積に応じ、10a当たり3万円を乗じて得た額とし、補助金を合算した額は30万円を限度とする。なお、交付が複数年度にわたる場合であっても、各年度の交付額を合算した額は30万円を上限とする。

(申請期日)

第5条 補助金の交付の申請は、農地中間管理事業の推進に関する法律（（平成 25 年法律第 101 号）以下「機構法」という）第 18 条第 7 項に基づいた公告後であり、かつ機構法第 18 条第 2 項の農用地利用集積等促進計画（以下「促進計画」という。）による農地中間管理権の設定以降とする。

- 2 申請受付は年 3 回とし、受付期間は表のとおりとする。なお、申請の対象となる促進計画の始期は各受付期間で定めた範囲に限る。
- 3 受付期間以外の受付は行わない。また、申請内容に不備があった場合は、該当する受付期間内に限り修正を認めるものとする。

(事業費補助)

第6条 この実施要綱に基づき実施する事業に要する補助金については、農業を担う者への農地集積推進事業補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で行うものとする。

(協力事項)

第7条 市町村及び農業委員会は、補助金の申請に必要な証明書の発行について、補助対象者から申請のあった場合は、事業の円滑な実施に向けて、可能な範囲で対応するものとする。

- 2 本事業は、担い手への農地集積率の向上を図るため、地域計画の協議の場合は、補助対象農地へ「担い手」を位置付けることについて協議を行うこととする。

附 則

この実施要綱は令和 8 年 6 月 30 日から施行する。

表（第 5 条関係）

申請時期		
1 申請時期 申請受付は年 3 回とし、それぞれの受付期間は以下のとおりとする。なお、申請の対象となる促進計画の始期は各受付期間で定めた範囲に限る。		
	受付期間	対象始期
第 1 回	8 月 1 日から 8 月 31 日	4 月 1 日から 7 月 31 日 (令和 8 年度は交付要綱制定日から 7 月 31 日)
第 2 回	11 月 1 日から 11 月 30 日	8 月 1 日から 10 月 31 日
第 3 回	翌年 2 月 1 日から 2 月末日	11 月 1 日から翌年 1 月 31 日